

令和3年組合議会第1回臨時会（令和3年6月30日）

上尾桶川伊奈衛生組合
議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

6月30日（水）	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○議席の指定	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	7
	○行政報告	7
	○提出議案の報告及び上程	8
	○提出議案の説明	8
	○提出議案に対する質疑、討論、採決	9
	○議員提出議案の報告及び上程	10
	○提出議案の説明	10
	○提出議案に対する質疑、討論、採決	12
	○議会運営委員会委員の選任	13
	○特定事件の閉会中審査について	14

○管理者の挨拶	14
○閉会の宣告	15

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第8号

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和3年6月23日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野 克典

- 1 日 時 令和3年6月30日（水） 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場
- 3 付議事件
 - (1) 第5号議案 監査委員の選任について
 - (2) 第6号議案 監査委員の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	砂 川 和 也 議員	2 番	星 野 良 行 議員
3 番	藤 原 義 春 議員	4 番	平 田 通 子 議員
5 番	坂 本 敏 治 議員	6 番	井 上 茂 議員
7 番	加 藤 た だ し 議員	8 番	渡 辺 綱 一 議員
9 番	仲 又 清 美 議員	10 番	村 山 正 弘 議員
11 番	北 村 あ や こ 議員	12 番	道 下 文 男 議員

不応招議員（なし）

6 月 臨 時 会

第 1 日

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会 第1日

令和3年6月30日（水曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 諸 報 告

第7 行政報告

第8 管理者提出議案の報告及び上程

第9 提出議案の説明

第10 提出議案に対する質疑

第11 討 論

第12 採 決

第13 議員提出議案の報告及び上程

第14 提出議案の説明

第15 提出議案に対する質疑

第16 討 論

第17 採 決

第18 閉 会

○出席議員（12名）

1番	砂	川	和	也	議員	
2番	星	野	良	行	議員	
3番	藤	原	義	春	議員	
4番	平	田	通	子	議員	
5番	坂	本	敏	治	議員	
6番	井	上		茂	議員	
7番	加	藤	た	だ	し	議員
8番	渡	辺	綱	一	議員	
9番	仲	又	清	美	議員	
10番	村	山	正	弘	議員	
11番	北	村	あ	や	こ	議員
12番	道	下	文	男	議員	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	小	野	克	典	君
副 管 理 者	畠	山		稔	君
副 管 理 者	大	島		清	君
会 計 管 理 者	野	原	悦	子	君
組 合 事 務 局 長	小	高		稔	君
組 合 事 務 局 次 長	稲	垣	達	也	君
組 合 事 務 局 次 長	大	野		優	君
参 与	堀	口	慎	一	君
参 与	金	子	由	則	君
参 与	藤	村	伸	一	君
参 与	木	村	一	弘	君
参 与	武	藤		聡	君

参 与 大 津 真 琴 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 松 澤 義 章 君

書 記 鈴 木 知 哉 君

組合事務局 石 川 和 茂 君
主 査

午前10時05分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（星野良行議員） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△議席の指定

○議長（星野良行議員） 初めに、伊奈町において本組合議会議員の交代があったため、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指定します。

3番、藤原義春議員、10番、村山正弘議員。

ただいま着席しております議席を指定いたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（星野良行議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

3番 藤原義春議員

10番 村山正弘議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（星野良行議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 御異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（星野良行議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（星野良行議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△行政報告

○議長（星野良行議員） 次に、行政報告のため、管理者から発言を求められておりますのでこれを許します。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日、ここに令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど議長からお話ございましたように、本臨時会におきましては、伊奈町議会の構成が変わりましたことに伴う当組合議員の交代が行われ、本日、新たな構成での議会となりました。

また、私ごとではございますけれども、去る4月の桶川市長選挙におきまして、引き続き桶川市政を担わせていただくこととなり、併せて当衛生組合の管理者として改めて就任させていただいたところでございます。引き続き適切な施設運営と組合運営に努め、地域環境の保全に取り組んでまいりますので、議員各位の変わらぬ御指導と御協力を賜りますよう何卒よろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明に先立ちまして、行政報告をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました資料を御覧ください。

行政報告、A4のもの1枚と精密機能検査報告書、個別施設計画というものがございます。

まず、施設の精密機能検査結果についてでございますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に基づきまして令和2年度に精密機能検査を実施いたしました。その概要につきまして御報告いたします。

まず、維持管理状況につきましては、管理、運転及び水質分析等、適切であり支障のない状況でございます。

処理機能状況につきましては、「処理水槽の改造及び搬入されたし尿・浄化槽汚泥を混合処理することで、搬入量の減少に対応した効率的な処理をしているが、加圧浮上設備は過大であり、改造等の検討をすることが望ましい」との所見を得たものでございます。

設備装置状況につきましては、「十分に整備、補修がなされているが、稼働開始から30年を経過しており、常に先手での対応が求められる」との所見を得たものでございます。

なお、本検査の結果、約5年間程度は運転管理に支障はないとの考察を得たものでございます。

以上、検査結果を踏まえまして、今後とも施設の維持管理及び整備計画には十分な注意を払い、遺漏のないように取り組んでまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

△提出議案の報告及び上程

○議長（星野良行議員） 次に、本臨時会に管理者から第5号議案及び第6号議案の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（星野良行議員） 次に、本臨時会に管理者から提出されました第5号議案及び第6号議案を議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） それでは、本日御提案申し上げております第5号議案及び第6号議案につきまして、順次その概要を説明させていただきます。

初めに、第5号議案 監査委員の選任についてでございますが、識見を有する監査委員の野本一人氏の任期が令和3年6月30日で満了となりますが、引き続き野本一人氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

なお、野本一人氏の経歴につきましては、資料を配付しておりますので御覧いただきたいと思います。

存じます。

次に、第6号議案 監査委員の選任についてでございますが、議員のうちから選出される監査委員の五味雅美氏が令和3年6月3日に辞任いたしましたので、後任として、村山正弘氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

なお、村山正弘氏の経歴につきましては、同じく資料を配付しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で提出議案に対する説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重審議の上御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（星野良行議員） 以上で提出議案に対する当局の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いします。休憩中、質疑、討論のある方は事務局まで通告を提出願います。

(午前10時17分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時18分)

△提出議案に対する質疑、討論、採決

○議長（星野良行議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 討論はないものと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

第5号議案 監査委員の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員です。

したがって、ただいまの議案は同意することに決しました。

次に、第6号議案 監査委員の選任について採決を行います。

地方自治法第117条の規定により10番、村山正弘議員の退場を求めます。

〔10番 村山正弘議員 退場〕

○議長（星野良行議員） 第6号議案 監査委員の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員です。

したがって、ただいまの議案は同意することに決しました。

10番、村山正弘議員の入場を求めます。

〔10番 村山正弘議員 入場〕

○議長（星野良行議員） ただいま本組合の監査委員に選任されました10番、村山正弘議員が議場におられますので、御挨拶をお願いいたします。

○10番（村山正弘議員） 選任されました村山正弘です。

事業計画等に基づいた運営がなされているかどうかを慎重に審査していきたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

△議員提出議案の報告及び上程

○議長（星野良行議員） 次に、議員から議案1件の提出がありましたので、御報告します。
なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（星野良行議員） 議員から提出されました議第1号議案について議題とします。

提出者から提出議案に対する説明を求めます。

9番、仲又清美議員。

○9番（仲又清美議員） おはようございます。

桶川市の仲又清美でございます。

コロナの感染防止ということで着座にて失礼いたします。

議第1号議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

皆様のお手元に議案が配付されております。

本議案は、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の円滑かつ適正な運営を期するため、議会運営委員会設置に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

議第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会運営委員会条例。

令和3年6月30日提出。

提出者、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員、仲又清美。

賛成者、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員、道下文男。

賛成者、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員、村山正弘。

第1条は、設置についてでございます。

上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の円滑かつ適正な運営を期するために議会運営委員会を置くとするものでございます。

第2条は、委員会の所管する事項についてでございます。

第1号は、議会の運営に関する事項、第2号は、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、第3号は、議長からの諮問に関する事項と定めたものでございます。

第3条は、組織についてでございます。

定数及び任期について定めたものでございます。委員の定数は5人で、上尾市2人、桶川市2人、伊奈町1人とするもので、任期は、組合の議員の任期とするものでございます。

第4条は、委員の任期についてございまして、その選任の日から起算するものです。

第5条は、委員の選任についてございまして、議長の指名によるものとします。

第6条は、委員長及び副委員長について定めたものでございます。委員長及び副委員長を1人置き、委員会において互選をし、任期は委員の任期とするものでございます。

第7条は、委員長及び副委員長が共にないときの互選についてでございます。その場合は年長の委員が委員長の職務を行うものでございます。

第8条は、委員長の議事整理権及び秩序保持権についてでございます。

第9条は、委員長の職務代行についてでございます。

第10条は、委員長及び副委員長の辞任についてでございます。辞任は、委員会の許可を得なければならないとするものです。

第11条は、委員の辞任についてでございます。辞任は、議長の許可を得なければならないとするものです。

第12条は招集についてでございます。委員会は委員長が招集するとし、第2項では委員の

半数以上から審査または調査すべき事件が示され、招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならないとしたものです。

第13条は、代理者の出席についてでございます。委員に事故があるときは委員の属する構成市町の組合議員の中から代理者を出席させることができるとしたものでございます。

第14条は、定足数についてでございますが、委員会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことはできないとし、ただし、除斥によるときはこの限りではないとするものです。

第15条は、評決についてでございますが、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するとするものです。

第16条は、委員長及び委員の除斥についてでございます。

第17条は、傍聴の取扱いについてでございます。

第18条は、秘密会についてでございます。

第19条は、委員長の委員会秩序保持に関する措置についてでございます。

第20条、第21条は、公聴会開催の手續及び申出についてでございます。

第22条は、参考人についてでございます。

第23条は、委員会の記録についてで、職員をして会議の概要等必要事項を記録するものがございます。

第24条は、この条例に定めるもののほかは、会議規則に委任するものがございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものがございます。

以上、議案の説明とさせていただきますが、議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 以上で議案の説明を終わります。

暫時休憩いたします。自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、質疑、討論のある方は事務局まで通告書を提出願います。

(午前10時27分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時27分)

△提出議案に対する質疑、討論、採決

○議長（星野良行議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 討論はないものと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

議第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会運営委員会条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員です。

したがって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時29分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

△議会運営委員会委員の選任

○議長（星野良行議員） 議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

(午前10時36分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時51分)

○議長（星野良行議員） ただいま議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

委員長に9番、仲又清美議員、副委員長に6番、井上茂議員が選出されましたので、御報告いたします。

△特定事件の閉会中審査について

○議長（星野良行議員） 次に、議会運営委員長から特定事件について閉会中の審査を行いたい旨の申出がありましたので、お手元に配付してあります。

この際、特定事件を議題とします。

お諮りします。特定事件については議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（星野良行議員） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日御提案申し上げました監査委員の選任につきまして御審議をお願いいたしましたところ、全会一致での御同意をいただきましたこと、心から御礼申し上げます。

また、本臨時会では議会運営委員会条例が議員提出議案により制定されました。今後の組合議会のさらなる円滑な運営が期待されますとともに、こうした議会運営に対します議員各位の取組に心より敬意を表する次第でございます。

執行部といたしましても議員各位の御指導・御協力をいただきながら、より健全な組合運営に努めてまいりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

現在、それぞれの市町では、コロナ禍収束の切り札とも言われている新型コロナワクチン接種に日々奮闘されておられることと存じます。このワクチン接種がさらに進み、一日も早くコロナ禍が終息することを願ってやみません。

最後となりますが、梅雨の季節となり、天候も不安定な時節柄、議員の皆様におかれましては健康に十分御留意をいただき、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（星野良行議員） 以上をもちまして、令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前10時54分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 星 野 良 行

議 員 藤 原 義 春

議 員 村 山 正 弘

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

(議員提出のもの)

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（2件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
5		監査委員の選任について	3 6. 30	3 6. 30	原案同意
6		監査委員の選任について	3 6. 30	3 6. 30	原案同意

議員提出のもの（1件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1		上尾、桶川、伊奈衛生組合議会運営委員会条例の制定について	3 6. 30	3 6. 30	原案可決